

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対する員外貸付制限の見直し	
担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室	電話番号: 03-3506-6000(内線3568) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成29年1月27日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状】 信用金庫、信用協同組合及び労働金庫(以下「信用金庫等」という。)は、会員又は組合員(以下「会員等」という。)の相互扶助を目的とした非営利法人であり、貸付けにおいても、会員等を対象とした貸付けを原則としている。他方、信用金庫等の円滑な金融事業のために、安全・少額・会員貸出の継続・公共性といった観点から、例外的に会員等以外の者に対する資金の貸付け(以下「員外貸付け」という。)が認められているところ(※)。当該員外貸付け先として、地方公共団体、独立行政法人等が認められているものの、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下、「国立大学法人等」という。)は員外貸付先として認められておらず、信用金庫等が貸付け等を行うことができない。なお、全国信用金庫協会からは、規制改革ホットラインにおいて、信用金庫による国立大学法人等に対する貸付けについて、員外貸出の対象とするよう規制緩和と要望が寄せられている。 ※一部の員外貸付けについては、貸付総額の20%までという貸付制限が課されている。</p> <p>【問題点】 国立大学法人等に対する資金需要(産学官連携の事業融資等)が増大しているものの、国立大学法人等は、現行制度上、員外貸付の対象となっていないことから、信用金庫等が貸付けを行うことができない。 ※国立大学法人等への貸付けについては、上述の産学官連携等でニーズが高まっており、信用金庫等に対して、実際に融資の申込みがあるものの、貸付けが法的に認められていないことから、融資を断るといったケースもあるとのこと(業界団体より聴取)。</p> <p>【規制の新設又は改廃の目的及び必要性】 現行制度において、国立大学法人等と類似の制度下にある独立行政法人及び地方独立行政法人(以下「独立行政法人等」という。)は、公的な財政支援を受けながら、それぞれの地域で公共サービスを提供しており、広く公共性が認められることを踏まえ、員外貸付先として認められている。この点、国立大学法人等は、独立行政法人等と同様に、国が責任を持つべき高等教育や学術研究において、国から財政措置を受けながら、それぞれの地域で公共サービスを提供している点で、独立行政法人制度と同様の枠組みにあるとともに公共性が認められることから、国立大学法人等についても、員外貸付の対象とできるよう現行制度の改正を行う必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	信用金庫法施行令第8条第1項第5号・中小企業等協同組合法施行令第14条第1項第4号・労働金庫法施行令第3条第4号
想定される代替案	<p>本案では、国立大学法人等に対する貸付けに対して20%の員外貸付制限が課せられるところ、信用金庫法施行令第8条第1項、中小企業等協同組合法施行令第14条第1項及び労働金庫法施行令第3条のそれぞれに対して、会員等に対する貸付けを妨げない限度で、国立大学法人等を員外貸付の対象とすることができるように新たな規定を設けることで、当該20%制限の適用対象としないこととする。</p>	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	<p>信用金庫等が、国立大学法人等に対して資金の貸付けを行うにあたり、当該与信先のリスク等を管理するための費用が発生する。(代替案においては、貸付けることができる資金量において20%の上限を設けないことから、本案における費用を上回る費用負担が必要となる可能性がある。)</p>
	(行政費用)	<p>行政庁(国)において、信用金庫等が国立大学法人等に対して行う貸付けが員外貸付制限の範囲内で行われていることを把握するための監督上の費用が発生する。</p>
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	
	<p>国立大学法人等に対する貸付けが員外貸付の対象として認められることで、信用金庫等が国立大学法人等の資金需要に応えることが可能となる。これにより、地域金融の円滑化に繋がるほか、公共性を有する国立大学法人等からの資金需要に対応が可能となり、信用金庫等においても余資運用の効率化を図ることができる。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)費用と便益の関係の分析 本案においては、限定的であるが行政費用が発生する。しかしながら、信用金庫等において、国立大学法人等に対する貸付けが可能となることで、地域金融の円滑化に繋がるほか、公共性のある国立大学法人等の資金需要に対応し、信用金庫等の余資運用の効率化に繋がると考えられ、当該便益は、本案によって生じる費用を上回るものと考えられる。</p>	
	<p>(2)代替案との比較 本案と代替案を比較した場合、代替案の方が、得られる便益は大きくなるものの、本案においても、国立大学法人等への資金ニーズには十分対応可能であり、地域金融の円滑化等に資する十分な便益は得られると考えられる。他方、費用面においては、代替案に比べ本案の方が遵守費用、行政費用ともに低く抑えられる。 以上の点を考慮すると、規制上の費用を押さえつつ、便益が得られる本案が望ましいと考える。</p>	
有識者の見解その他関連事項	特になし。	
レビューを行う時期又は条件	改正後の規定の実施状況について注視し、協同組織性の観点から必要があると認めるときはレビューを行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		